

東村山市心身障害者福祉手当条例等の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市心身障害者福祉手当条例等の一部を改正する条例

東村山市心身障害者福祉手当条例（昭和 4 9 年東村山市条例第 3 9 号）等の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 9 年法律第 4 号）の施行に伴い、文言整理を行うため、本案を提出するものである。

東村山市心身障害者福祉手当条例等の一部を改正する条例

(東村山市心身障害者福祉手当条例の一部改正)

第1条 東村山市心身障害者福祉手当条例(昭和49年東村山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(東村山市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 東村山市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年東村山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(東村山市児童育成手当条例の一部改正)

第3条 東村山市児童育成手当条例(昭和44年東村山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(東村山市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 東村山市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年東村山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成31年8月1日

(2) 第2条の規定 平成31年10月1日

(3) 第4条の規定 平成32年1月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の東村山市心身障害者福祉手当条例第2条第2項の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の東村山市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の東村山市児童育成手当条例第4条第2項の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

5 第4条の規定による改正後の東村山市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条第1項の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

東村山市心身障害者福祉手当条例等の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

第1条（東村山市心身障害者福祉手当条例の一部改正）

（支給要件）

第2条（略）

2 前項の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

（1）前年の所得（1月から7月までの月分の手当については前々年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。

（2）・（3）（略）

3（略）

第2条（東村山市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正）

（所得制限）

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は、対象者としな

2（略）

旧 条 例

第1条（東村山市心身障害者福祉手当条例の一部改正）

（支給要件）

第2条（略）

2 前項の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号の一に該当するときは、手当は支給しない。

（1）前年の所得（1月から7月までの月分の手当については前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。

（2）・（3）（略）

3（略）

第2条（東村山市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正）

（所得制限）

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は、対象者としな

2（略）

新 条 例

第3条（東村山市児童育成手当条例の一部改正）

（支給要件）

第4条（略）

2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

（1） 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童育成手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

（2）・（3）（略）

第4条（東村山市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

（所得の制限）

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としな

（1） ひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で

旧 条 例

第3条（東村山市児童育成手当条例の一部改正）

（支給要件）

第4条（略）

2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号の一に該当するときは、支給しない。

（1） 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童育成手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

（2）・（3）（略）

第4条（東村山市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

（所得の制限）

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としな

（1） ひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で

新 条 例

定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) (略)

2・3 (略)

旧 条 例

定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) (略)

2・3 (略)